

# 上場会社の内部管理体制等の改善の実効性向上に向けた特設注意市場銘柄制度の見直しに係る「有価証券上場規程」等の一部改正について

## 目 次

(ページ)

- 有価証券上場規程の一部改正新旧対照表…………… 2
- 有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表…………… 8
- 有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 12
- 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表…………… 13

有価証券上場規程の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
<p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特別注意銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>(内部管理体制の整備及び運用状況等の開示)</p> <p><u>第408条の2</u> 第503条第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</p> <p><u>2</u> 第503条第4項第2号の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、当取引所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度の末日から起算して3か月以内(当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は、当該事業年度の末日及び翌事業年度の末日から起算して3か月以内)に、内部管理体制の整備及び運用の状況等を開示しなければならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 特別注意銘柄</b></p> <p>(特別注意銘柄の指定及び指定解除)</p> <p><b>第503条</b> 当取引所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を<u>特別注意銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>(1) 上場会社が第601条第6号、<u>第9号f</u>、<u>第10号a</u></p>	<p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特設注意市場銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節～第6節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2節 特設注意市場銘柄</b></p> <p>(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除)</p> <p><b>第503条</b> 当取引所は、次の各号に掲げる場合であつて、かつ、当該上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと認めるときは、当該上場会社が発行者である上場株券を<u>特設注意市場銘柄</u>に指定することができる。</p> <p>(1) 上場会社が第601条第6号、<u>第10号a</u> (第204条第</p>

(第204条第1項、第210条第1項、第216条第1項又は第306条第4項(第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。))の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。)、第19号又は第20号(第602条第1項第4号又は第2項第3号による場合を含む。))に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2 前項の規定により特別注意銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した施行規則で定める書面(以下「内部管理体制確認書」という。))の提出を行わなければならない。

3 (略)

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認める場合

特別注意銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等が適切に整備されていると当取引所が認めるものの、適切に運用されていると認められない場合(第601条第9号cに規定する上場会社の内部管理体制等が適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合を除く。)

特別注意銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特別注意銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、当取引所が当該指定の継続を決定した日の属する事業年度(当取引所が当該指定の継続を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度)の末日から起算して3か月以内に、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 (略)

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると当取引所が認める場合は、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

1項、第210条第1項、第216条第1項又は第306条第4項(第310条第2項若しくは第603条第4項において準用する場合を含む。))の規定により提出した宣誓書において宣誓した事項について重大な違反を行った場合を除く。)、第19号又は第20号(第602条第1項第4号又は第2項第3号による場合を含む。))に該当するおそれがあると当取引所が認めた後、当該各号に該当しないと当取引所が認めた場合

(2)～(5) (略)

2 前項の規定により特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年経過後速やかに、内部管理体制の状況等について記載した施行規則で定める書面(以下「内部管理体制確認書」という。))の提出を行わなければならない。

3 (略)

4 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおり上場株券を取り扱うものとする。

(1) 内部管理体制等に問題があると認められない場合

特設注意市場銘柄の指定の解除

(2) 内部管理体制等に問題があると当取引所が認める場合(第601条第9号cに規定する上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなると当取引所が認める場合を除く。)

特設注意市場銘柄の指定の継続

5 前項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された上場株券の発行者である上場会社は、第1項の指定から1年6か月経過後速やかに、内部管理体制確認書の再提出を行わなければならない。

6 (略)

7 当取引所は、前項の審査の結果に基づき、内部管理体制等に問題があると認められない場合は、特設注意市場銘柄の指定の解除を行う。

8 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

9 (略)

10 第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社が、次の各号に該当する場合には、施行規則で定める日に、特別注意銘柄の指定の解除を行う。

(1) 第306条の規定により当該上場株券の市場区分の変更申請を行い、取引所が市場区分の変更を適当と認めた場合

(2) 第310条第1項の規定により、第309条第1項から第4項までに定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該施行規則で定める基準に適合していると取引所が認めた場合

(3) 第603条第2項の規定により、第601条第5号に定める施行規則で定める基準に適合しないかどうかの審査の申請を行い、当該施行規則で定める基準に適合していると取引所が認めた場合

(改善状況報告書等の提出)

**第505条** 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下この条において「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。ただし、取引所が適当と認める場合は、この限りでない。

2～7 (略)

(特別注意銘柄の指定解除後における改善状況報告書等の提出)

**第505条の2** 取引所は、第503条第4項第1号、第7項又は第10項の規定により特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社に対して、当該特別注意銘柄の指定の解除から5年を経過するまでの間、当該上場会社の内部管理体制の整備及び運用の状

8 第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された上場株券の発行者である上場会社は、当該上場会社の内部管理体制等に関し取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

9 (略)

(新設)

(改善状況報告書等の提出)

**第505条** 前条第3項(第7項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により改善報告書を提出した上場会社は、当該改善報告書の提出から6か月経過後速やかに、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した報告書(以下「改善状況報告書」という。)の提出を行わなければならない。

2～7 (略)

(新設)

況等に関し当取引所が必要と認めるときは、内部管理体制の整備及び運用の状況等を記載した報告書（以下この条において「改善状況報告書」という。）の提出を求めることができる。

2 第503条第4項第1号、第7項又は第10項の規定により特別注意銘柄の指定を解除された上場株券の発行者である上場会社は、当該発行者の内部管理体制の整備及び運用の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとする。

3 前条第3項、第4項並びに第6項第1号及び第2号の規定は、第1項の改善状況報告書について準用する。

4 前条第6項第3号の規定は、第2項の報告について準用する。

5 第504条第2項から第4項までの規定は、前2項において準用する前条第6項の改善報告書について準用する。

#### （上場内国会社の上場廃止基準）

**第601条** 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(8) (略)

(9) 特別注意銘柄等

次のaからfまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからfまでに定める場合に該当するとき

a 第503条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがないと当取引所が認める場合

b 第503条第1項の規定により特別注意銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備される又は適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合

c 第503条第2項の規定により内部管理体制確認書

#### （上場内国会社の上場廃止基準）

**第601条** 上場内国株券が次の各号のいずれかに該当する場合には、その上場を廃止するものとする。この場合における当該各号の取扱いは施行規則で定める。

(1)～(8) (略)

(9) 特設注意市場銘柄等

次のaからeまでに掲げる場合の区分に従い、当該aからeまでに定める場合に該当するとき

a 第503条第1項各号に掲げる場合であって、かつ、上場会社の内部管理体制等について改善の必要性が高いと当取引所が認めるとき

当該内部管理体制等について改善の見込みがないと当取引所が認める場合

b 第503条第1項の規定により特設注意市場銘柄へ指定された場合であって、同条第2項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

c 第503条第2項の規定により内部管理体制確認書

が提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合

d 第503条第4項第2号の規定により特別注意銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等が適切に整備されていると認められない場合又は適切に運用される見込みがなくなったと当取引所が認める場合

e 第503条第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない場合

f 第503条第4項第1号、第7項又は第10項の規定により特別注意銘柄の指定が解除された場合であって、当取引所が当該指定の解除を決定した日の属する事業年度（当取引所が当該指定の解除を決定した日から当該事業年度の末日までの期間が3か月に満たない場合は当該事業年度の翌事業年度）の末日の翌日から起算して3年を経過する日（当該3年を経過する日が上場会社の事業年度の末日に当たらないときは、当該3年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの間に、再び内部管理体制等が適切に整備され、運用されていると認められない状態となったとき

上場会社の内部管理体制等について明らかに改善の見込みがないと当取引所が認める場合

(10)～(20) (略)

令和4年4月4日改正付則

(上場維持基準に係る経過措置)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 前3項の規定は、次の各号に掲げる既上場銘柄については適用しない。

(1) (略)

(2) 施行日の前日において特設注意市場銘柄に指定さ

が提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合（上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合に限る。）

d 第503条第4項第2号の規定により特設注意市場銘柄の指定が継続された場合であって、同条第5項の規定に基づく内部管理体制確認書の提出前であるとき

上場会社の内部管理体制等について改善の見込みがなくなったと当取引所が認める場合

e 第503条第5項の規定により内部管理体制確認書が再提出された場合

上場会社の内部管理体制等について改善がなされなかったと当取引所が認める場合

(新設)

(10)～(20) (略)

令和4年4月4日改正付則

(上場維持基準に係る経過措置)

第5条 (略)

2～4 (略)

5 前3項の規定は、次の各号に掲げる既上場銘柄については適用しない。

(1) (略)

(2) 施行日の前日において特設注意市場銘柄に指定さ

れている銘柄又は施行日以後に特設注意市場銘柄  
(令和6年4月26日改正後の特別注意銘柄を含む。)へ指定された銘柄

れている銘柄又は施行日以後に特設注意市場銘柄へ  
指定された銘柄

付 則

- 1 この改正規定は、令和6年4月26日から施行する。
- 2 この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券は、施行日において、特別注意銘柄へ指定されていたものとみなす。
- 3 改正後の第408条の2、第503条第1項、第4項、第5項、第7項、第10項及び第601条の規定は、施行日以後に特別注意銘柄に指定する上場株券の発行者である上場会社から適用し、施行日より前に特別注意銘柄に指定された上場株券の発行者である上場会社については、なお従前の例による。
- 4 改正後の第505条の2の規定は、施行日以後に特別注意銘柄の指定を解除した上場株券の発行者である上場会社から適用する。

有価証券上場規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
目次	目次
<p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特別注意銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>(規定の適用を受けない者)</p> <p>第254条 次条から第263条まで、<u>第264条</u> (第1号に掲げる場合に限る。) <u>及び第265条から第287条まで</u>の規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新株予約権証券の上場基準等)</p> <p>第306条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 次のaからeまでに該当しないこと(規程第304条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 規程第503条第1項の規定により<u>特別注意銘柄</u>に指定されている場合</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>	<p>第1編 (略)</p> <p>第2編 株券</p> <p>第1章～第4章 (略)</p> <p>第5章 実効性の確保</p> <p>第1節 (略)</p> <p>第2節 <u>特設注意市場銘柄</u> (第503条)</p> <p>第3節 (略)</p> <p>第6章・第7章 (略)</p> <p>(規定の適用を受けない者)</p> <p>第254条 次条から第263条まで<u>及び第264条</u> (第1号に掲げる場合に限る。)の規定は、次の各号に掲げる者については、適用しない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新株予約権証券の上場基準等)</p> <p>第306条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 規程第304条第1項第4号に定める事項についての上場審査は、次の各号に掲げる観点その他の観点から検討することにより行う。</p> <p>(1) 次のaからeまでに該当しないこと(規程第304条第1項第2号に規定するコミットメント型の場合を除く。)</p> <p>a (略)</p> <p>b 新株予約権証券の発行者である上場会社の上場株券が、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 規程第503条第1項の規定により<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されている場合</p> <p>c～e (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p>



6・7 (略)

(市場区分の変更審査等)

**第310条** 市場区分の変更審査については、次の各号に定めるところにより行う。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の審査にあつては、最近5年間(「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼる。)において、規程第503条第1項の規定に基づく特別注意銘柄の指定を受けた場合又は規程第504条第1項若しくは第2項(規程第505条第7項において準用する場合を含む。)若しくは規程第505条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

**第2節 特別注意銘柄**

(特別注意銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

**第503条** (略)

2 規程第503条第10項に規定する施行規則で定める日とは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日をいう。

(1) 規程第503条第10項第1号に定める場合

規程第503条第10項第1号に規定する市場区分の変更の日

(2) 規程第503条第10項第2号に定める場合

規程第503条第10項第2号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(3) 規程第503条第10項第3号に定める場合

規程第503条第10項第3号に規定する施行規則で定める基準に適合していると当取引所が認めた日

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

**第601条** (略)

2～7 (略)

8 規程第601条第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項(規程第505条第

6・7 (略)

(市場区分の変更審査等)

**第310条** 市場区分の変更審査については、次の各号に定めるところにより行う。

(1)～(3) (略)

(4) 前3号の審査にあつては、最近5年間(「最近」の計算は、市場区分の変更申請日を起算日としてさかのぼる。)において、規程第503条第1項の規定に基づく特設注意市場銘柄の指定を受けた場合又は規程第504条第1項若しくは第2項(規程第505条第7項において準用する場合を含む。)若しくは規程第505条第6項の規定により改善報告書の提出を求められた場合にあつては、それらに関連して策定された改善措置が適切に履行されているかについて審査を行うものとする。

**第2節 特設注意市場銘柄**

(特設注意市場銘柄の指定及び指定解除の取扱い)

**第503条** (略)

(新設)

(上場内国会社の上場廃止基準の取扱い)

**第601条** (略)

2～7 (略)

8 規程第601条第10号aに規定する施行規則で定める場合とは、次の各号に掲げる場合をいう。

(1) 上場会社が、規程第504条第3項(規程第505条第

7項又は規程第505条の2第5項において準用する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第510条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項(規程第505条第7項又は規程第505条の2第5項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書又は規程第510条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第10号aに該当することとなること。

b・c (略)

(2) 前号のほか、当取引所が、規程第504条第1項又は規程第505条第6項(規程第505条の2第3項又は第4項において準用する場合を含む。)の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(3) (略)

9～16 (略)

#### (監理銘柄の指定の取扱い)

**第604条** 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)～(11) (略)

(削る)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 上場会社が規程第601条第1項第10号bに該当する(規程第603条第3項による場合を含む。)おそれ

7項において準用する場合を含む。)の規定により提出を行わなければならない改善報告書又は規程第510条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面の提出を速やかに行わない場合において、当取引所が相当の期間を設けて新たに提出期限を定め、次のaからcまでに掲げる事項を書面により当該上場会社に対して通知したにもかかわらず、なお当該同意する旨の書面又は当該改善報告書を当該提出期限までに提出しないとき

a 規程第504条第3項(規程第505条第7項において準用する場合を含む。)に規定する改善報告書又は規程第510条第2項若しくは規程第604条第2項に規定する書面を提出しない場合には、規程第601条第10号aに該当することとなること。

b・c (略)

(2) 前号のほか、当取引所が、規程第504条第1項又は規程第505条第6項の規定により改善報告書の提出を求めたにもかかわらず、会社情報の開示の状況等が改善される見込みがないと認める場合

(3) (略)

9～16 (略)

#### (監理銘柄の指定の取扱い)

**第604条** 当取引所は、上場株券が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該上場株券を規程第607条に規定する監理銘柄に指定することができる。この場合において、第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号に該当する場合は監理銘柄(審査中)に指定し、それ以外の場合は監理銘柄(確認中)に指定する。

(1)～(11) (略)

(12) 規程第503条第1項の規定による特設注意市場銘柄の指定後1年6か月が経過した場合

(13) (略)

(14) (略)

(新設)

があると当取引所が認める場合（次号及び第16号に掲げるときを除く。）

(15)～(28) (略)

2～4 (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第712条 (略)

2～4 (略)

5 第604条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の a から c までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、a に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第604条第1項第2号、第7号から第9号まで、第11号から第13号まで、第15号、第16号、第25号又は第26号のいずれかに該当するとき

b 第604条第1項第1号、第3号から第6号まで、第10号、第14号、第17号から第24号まで、第27号又は第28号のいずれかに該当するとき

c (略)

(2)・(3) (略)

付 則

この改正規定は、令和6年4月26日から施行する。

(15)～(28) (略)

2～4 (略)

(株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券の取扱い)

第712条 (略)

2～4 (略)

5 第604条の規定にかかわらず、被支援会社である上場会社の発行する株券についての監理銘柄の指定については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

(1) 当取引所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次の a から c までのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、a に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b 又は c に該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 第604条第1項第2号、第7号から第9号まで、第11号、第13号から第16号まで、第25号又は第26号のいずれかに該当するとき

b 第604条第1項第1号、第3号から第6号まで、第10号、第12号、第17号から第24号まで、第27号又は第28号のいずれかに該当するとき

c (略)

(2)・(3) (略)

有価証券の売買又はその受託に関する規制措置に関する規則の一部改正新旧  
対照表

新	旧
<p>(<u>特別注意銘柄</u>等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条 当取引所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、原則としてその信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場規程第503条第1項に規定する<u>特別注意銘柄</u>に指定されたとき。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年4月26日から施行する。</p>	<p>(<u>特設注意市場銘柄</u>等に指定された銘柄等に係る信用取引残高の公表)</p> <p>第2条 当取引所は、信用取引を行うことができる銘柄が、次の各号のいずれかに該当した場合には、原則としてその信用取引残高を日々公表するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 有価証券上場規程第503条第1項に規定する<u>特設注意市場銘柄</u>に指定されたとき。</p>

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p><b>第2条</b> 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特別注意銘柄</u>、<u>監理銘柄</u>又は<u>整理銘柄</u>に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p><b>第3条</b> 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特別注意銘柄</u>、<u>監理銘柄</u>又は<u>整理銘柄</u>に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、令和6年4月26日から施行する。</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p><b>第2条</b> 内国法人の発行する株券（優先株を含む。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>特設注意市場銘柄</u>、<u>監理銘柄</u>又は<u>整理銘柄</u>に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(5)～(7) (略)</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(貸借銘柄の選定基準)</p> <p><b>第3条</b> 制度信用銘柄が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>特設注意市場銘柄</u>、<u>監理銘柄</u>又は<u>整理銘柄</u>に指定されている銘柄以外の銘柄であるとき。</p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>2～8 (略)</p>